

[別紙]

様式1

事業報告書  
(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

30

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人親貴会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県いちき串木野市東塩田町 35 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成9年3月3日

(4) 設立登記年月日 平成9年3月12日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	海江田 正史	介護老人保健施設 ゆくさ白浜 管理者
理事	海江田 みゆき	
同	海江田 貴憲	えんでん内科クリニック 管理者
同	海江田 あや	
監事	新福 智	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	えんでん内科 クリニック	鹿児島県いちき串木野市東塩田 町 35 番地	一般病床 19床

介護老人 保健施設	ゆくさ 白浜	鹿児島県いちき串木野市羽島 265 番地 15	入所定員 70名
--------------	--------	----------------------------	----------

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム もぜ	鹿児島県いちき串木野市春日町 24番地	
サービス付き高齢者向け住宅等 シニアハウス おじゃんせ駅前	鹿児島県いちき串木野市曙町 81番地	
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム てね	鹿児島県いちき串木野市上名 5050番地1	
児童発達支援センター てんがらかん	鹿児島県いちき串木野市上名 5050番地12	
一般・特定相談支援及び障害児 相談支援事業等 相談支援セ ンター てんがらかん	鹿児島県いちき串木野市上名 5050番地14	
就労移行支援・就労継続支援 ・B型事業所 就労支援施設 せっぺかん	鹿児島県いちき串木野市上名 5050番地14	
多機能型事業所 てのんかん	鹿児島県いちき串木野市上名 5050番地13	
障害者共同生活介護援助事業所 グループホーム やうちや	鹿児島県いちき串木野市上名 2914番地	
短期入所事業所 えんでん内科クリニック	鹿児島県いちき串木野市東塩田 町35番地	
看護小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能 おじゃんせ	鹿児島県いちき串木野市曙町 81番地	
障害児通所支援事業 てんがらかんレオ	鹿児島県いちき串木野市上名 5050番地16-2	

放課後等デイサービス事業所 こぜ	鹿児島県いちき串木野市小瀬26 番地	
就労継続支援B型事業所 燦 SUN	鹿児島県いちき串木野市東塩田 町 187 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】  
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年8月6日 理事退任の件
- 令和3年8月31日 令和2年度決算の決定
- 令和3年9月1日 利益相反の承認について
- 令和3年9月7日 事業の廃止の件
- 令和3年10月5日 事業の開設の件
- 令和4年6月10日 理事就任の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。  
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

放障害児通所支援事業 てんがらんレオ

放課後等デイサービス事業所 こぜ

就労継続支援B型事業所 燦SUN

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
なし

(9) その他  
なし

様式 2

法人名 医療法人 親貴会  
 所在地 鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 4年 6月 30日現在)

1. 資 産 額 1,552,302 千円  
 2. 負 債 額 1,494,318 千円  
 3. 純 資 産 額 57,984 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	376,642
B 固 定 資 産	1,175,660
D 資 産 合 計 (A+B+C)	1,552,302
E 負 債 合 計	1,494,318
F 純 資 産 (C-D)	57,984

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 親貴会  
 所在地 鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和 4年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	376,642	I 流動負債	354,412
現金及び預金	64,207	買掛金	16,967
事業未収金	224,842	短期借入金	249,700
有価証券	0	未払金	80,758
たな卸資産	21,127	未払法人税等	141
未収入金	7,189	未払消費税等	3,330
前払費用	1,636	預り金	3,516
その他の流動資産	57,641	その他の流動負債	
II 固定資産	1,175,660		
1 有形固定資産	1,156,127	II 固定負債	1,139,906
建物	815,501	長期借入金	1,139,906
構築物	18,462		
医療用器械備品	15,640		
その他の器械備品	18,277		
車両及び船舶	12,870		
土地	272,859		
その他の有形固定資産	2,518		
2 無形固定資産	6,648		
ソフトウェア	5,124	負債合計	1,494,318
その他の無形固定資産	1,524		
3 その他の資産	12,885		
長期貸付金	235	I 資本金	10,000
長期前払費用	4,606	II 積立金	47,984
その他固定資産	8,044	繰越利益積立金	47,984
III 繰延資産	0		
		III 評価・換算差額等	0
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 積立金	47,984
		繰越利益積立金	47,984
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	57,984
資産合計	1,552,302	負債・純資産合計	1,552,302

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を

様式4-1

法人名 医療法人 親貴会  
 所在地 鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>I 事業損益</b>	
<b>A 本来業務事業損益</b>	
1 事業収益	724,003
2 事業費用	
(1)事業費	643,102
(2)本部費	6,044
<b>本来業務事業利益</b>	74,857
<b>B 附帯業務事業損益</b>	
1 事業収益	674,910
2 事業費用	694,962
<b>附帯業務事業利益</b>	△ 20,052
<b>C 収益業務事業損益</b>	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
<b>収益業務事業利益</b>	0
<b>事業利益</b>	54,805
<b>II 事業外収益</b>	
受取利息	1,149
その他の事業外収益	19,135
<b>III 事業外費用</b>	
支払利息	12,538
その他の事業外費用	7
<b>経常利益</b>	62,544
<b>IV 特別利益</b>	
固定資産売却益	11
その他の特別利益	0
<b>V 特別損失</b>	
固定資産売却損	501
その他の特別損失	83
<b>税引前当期純利益</b>	61,971
法人税・住民税及び事業税	143
法人税等調整額	0
<b>当期純利益</b>	61,828

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 親貴会  
所在地 鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	(南) 親典 (注)1	鹿児島県いちき串木 野市東塩田町35番地	△16,900	食材の販売	食材の購入	食材の購入 (注)2	6,248	未払金	435
役員	特定非営利活動 法人むすび (注)1	鹿児島県いちき串木 野市東塩田町56番地 5	3,140	環境整備	環境整備	環境整備 (注)3	4,267	未払金	1,114

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 当法人理事長海江田正史の [ ] が代表取締役である法人。  
 (注) 2. (南)親典からの食材の購入に関する取引価格は近隣同業者価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末振込払いとしている。  
 (注) 3. 特定非営利活動法人むすびからの環境整備に関する取引価格は近隣同業者価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末15日払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	[ ]	[ ]	[ ] 不動産の賃貸	賃貸料の支払い (注)1	21,120	前払費用	1,815
役員	[ ]	[ ]	[ ] 不動産の賃貸	賃貸料の支払い (注)1	3,350	前払費用	210

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 不動産の賃貸料は、近隣相場を参考に決定している。



## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人親貴会

理事長 海江田 正史 殿

私（注1）は、医療法人親貴会の令和3年会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月31日

医療法人親貴会

監事 新福 智



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。